

川口商工会議所にて貿易関係証明を申請するすべての事業者は、申請者登録の手続きが必要です。下記をご確認の上、窓口までお越しください。

※川口商工会議所で証明できる原産地証明は『[非特惠（一般）原産地証明](#)』のみとなります。

■必要書類

法人（団体）	個人事業主
1. 誓約書・業態内容届・署名届 2. 登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 3. 代表者印（会社登記の実印）の印鑑証明書 4. 事業所のカタログ、もしくは会社概要	1. 誓約書・業態内容届・署名届 2. 住民票 3. 印鑑証明書 4. 事業所のカタログ、もしくは会社概要 5. 個人事業主であることを証明する資料 （開業届または納税証明書（事業税）の写し）
◆その他書類	
・ 川口市内に営業拠点が無い場合	→ 地区外登録申請書
・ 代表者またはサインが外国籍の場合	→ 在留カード画面の写し
・ 中古品を取り扱う場合	→ 古物商許可証の写し

■貿易登録の手数料

川口商工会議所の会員は、貿易登録時の費用は無料です。

非会員の場合は、新規での貿易登録料および2年ごとの更新時に貿易登録手数料¥16,500（税込）をお支払いください。

■貿易登録の有効期限・更新手続き

貿易登録の有効期限は、登録・更新の日から2年間です。

登録期間中に登録内容に変更が生じた場合は、速やかにお知らせください。

★会員のメリット

川口商工会議所にご加入いただくと、貿易登録手数料や証明手数料が優遇されます。会議所への加入には、年会費が発生いたしますが、年間の貿易関係証明書の発給件数によっては、お得になります。この機会に会議所への入会をご検討ください。

■その他

ご希望の方へ下記のものをご購入いただけます。

1. 申請事務マニュアル660円（税込）
2. 原産地証明用紙(100枚綴り)1,100円（税込）

証明書の申請は、川口商工会議所窓口で承ります。
証明書類を作成の上、窓口までお越しください。

※川口商工会議所で証明できる原産地証明は『非特惠（一般）原産地証明』のみとなります。

■営業時間

営業日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）

営業時間：9:00～11:30 / 13:30～17:30

■証明書類の事前確認

書類の発給希望日の前日までに、証明書と典拠書類をFAX（048-228-2221）にてお送りください。

事前の内容確認により、スムーズに受付を行うことができますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。事前確認なく窓口へお越しいただいた場合、書類の内容によっては発給できない場合があります。

■提出書類

証明依頼書		
証明書類	原産地証明書	・希望発給枚数1～5部＋当所控え1部 ■希望発給枚数は最大5枚まで 「ORIGINAL」は原則1部 ※複数枚必要な場合はORIGINAL-1、ORIGINAL-2、ORIGINAL-3と枝番を付し、3部まで発給可
	サイン証明書	・典拠インボイス(当所提出用)1部 ・希望発給枚数1～5部＋当所控え1部
	インボイス証明書	・希望発給枚数1～5部＋当所控え1部

■証明手数料

いずれの証明も1件につき	当所会員事業所	1,100円（税込）
	非会員事業所	3,300円（税込）

■問い合わせ

川口商工会議所地域振興課
TEL 048-228-2220 FAX 048-228-2221

誓約書（申請者向け）の記入例 〈付属資料2-(1)-①〉
 （法人（団体）の場合）

英語版もご記入ください。

記入日
年 月 日

貿易関係証明に関する誓約書(申請者向け)

〇〇 商工会議所 御中

1. 当社／私は、1923年11月3日にジュネーブで署名された税関手続の簡易化に関する国際条約（昭和27年条約第17号）ならびに商工会議所法（昭和28年法律第143号）第9条第5号および第6号に基づいて、貴所が発給する原産地証明書その他の貿易関係証明（以下「貿易関係証明」という。）に関し、「商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規程」（以下「認証規程」という。）に則り提出する申請書類（典拠書類を含む）の記載内容が全て真実かつ正確であることを保証します。

2. 貿易関係証明の申請に当たっては、権限を有する者の貿易関係証明申請者署名届および貿易関係証明申請者業態内容届からなる貿易関係証明申請者登録台帳（以下「登録台帳」という。）ならびに必要な典拠書類を提出し、申請者としての登録を行います。

3. 当社／私は、貴所から発給を受けた貿易関係証明をその本来の目的以外に使用しないことを誓約します。もし万一、貿易関係証明の内容またはその使用に関連して疑義紛争等が生じるおそれがある場合、もしくはそれらが生じた場合においては、下記の各条件によってその処理にあたり、その一切の責任を負うとともに、貴所に迷惑をかけないことを誓約します。

(1) 通知の義務
 貿易関係証明に関連して、なんらかの事故の発生のおそれがある場合、もしくはそれが発生した場合においては、その処理について速やかに貴所に通知します。

(2) 弁償の義務
 貿易関係証明の使用に関連して、貴所になんらかの経済的損失を引き起こした場合、または第三者より訴訟等の法的手段に訴えられた場合、もしくはその他の方法で請求を受けたような場合においては、貴所が被った一切の損害および費用等について速やかに弁償します。

(3) 誓約事項に違背した場合
 上記誓約事項について違背の事実が判明した場合、もしくは違背の事実ありとみなされる疑義が生じた場合には、認証規程に基づき貴所が採られる申請者としての登録の抹消または貿易関係証明の一時発給停止等の措置に予め同意し、後日異議を申立てません。

※貿易関係証明登録番号

登記事項証明書の法人名と一致していること。

社 名 **日商テスト商事株式会社**

代表者名 **日商 太郎**

法人の場合、代表権があり登記事項証明書の記載と一致していること。

委託する場合、代行業者に認証規程を遵守させ、その

法人（団体）名の印。
 ない場合は印鑑登録している代表者の印（会社登記実印）を押す。

印鑑登録している代表者の印（会社登記実印）を押す。
 ＊印鑑証明書と照合する。

〈記入上の注意〉

- ・黒（青）のボールペン（万年筆）で記入。タイプやゴム印等の使用も可。
- ・修正テープは不可。訂正箇所代表者印が必要。

業態内容届の記入例 〈付属資料2-(1)-⑤〉

- ・各証明申請の際に使用する英文社名を記入すること。Co., Ltd.など完全一致が必要。
〈個人事業者の場合〉
- ・法人格を有していると認識させる名称の利用はできない (Co.,Ltd./Inc./Corp.など)。
- ・代行業者の場合、記入の必要なし。

貿易関係証明(申請者・代行業者) 業態内容届 (ヒナ型)

(空欄は記入不要)

☆会員・非会員の別		☆会員		☆非会員		☆貿易証明発給事務	
申請者名	会社名	(フリガナ) ニッショウテストショウジ カブシキカイシャ 和文 日商テスト商事株式会社 英文 Nissho Test Co., Ltd.					
	代表者名	役職	(フリガナ) タロウ タロウ	氏名	(フリガナ) ニッショウ タロウ 和文 日商 太郎 英文 Taro Nissho		
		代表取締役社長 President					
登記上所在地	和文 (〒 100 - 0005) 東京都千代田区丸の内三丁目2番2号 登記事項証明書に記載されている住所を記入。						
現住所	和文 (〒 -) 同上 代行業者の場合、記入の必要なし。						
	英文 2-2 3-Chome Marunouchi Chiyoda-ku TOKYO 100-0005 Japan						
	電話番号	03-1234-5677		FAX番号	03-1234-5677		
	E-MAIL		Nisshotest@joci.or.jp		ホームページ		
	http://www.						
連絡先	連絡先住所	和文 (〒 -) 同上					
	連絡担当者	部課名	和文 輸出課		氏名	(フリガナ) ニッショウ ハナコ 和文 日商 花子	
		電話番号	03-1234-5677		FAX番号	03-1234-5677	

※ ご記入頂いた情報は、貿易証明発給事務の確認のために利用いたします。

(注) 上述項目は全国共通。各地商工会議所の判断で、以下の情報を適宜追加可能。
 払込資本金、従業員数、設立年月日、取引銀行・信用金庫、貿易総取引額、
 業態や組織、主要取扱品目、業種分類コード、主要取引国、希望取引内容など

署名届の記入例 〈付属資料2-(1)-⑥〉

貿易関係証明申請者の署名届 (ヒナ型)

会社名(英文) Nissho Test Co., Ltd.	登録番号 (記入の必要なし)
	登録番号 (記入の必要なし)

Signature 日商太郎		サインの形状は、ローマ字、漢字等のようなものでも構わない。 サインは枠からはみ出さないこと。 うすい部分(かすれた部分)がある署名は受け付けられない。 欄に汚れがある場合、別の欄を利用。
氏名(英文) Taro Nissho	役職(英文) President	
Signature		Signature 欄は修正不可(修正液やテープでの訂正も不可)。失敗した署名欄に×印を付し、別の欄を利用。 削除の場合は、×印を付す(記入は氏名、役職のみで可)。
氏名(英文) Jiro Nissho		
役職(英文) Director		
氏名(英文)	役職(英文)	氏名(英文)
Signature J. Nissho		Signature
氏名(英文) John Nissho	役職(英文) Director	氏名(英文)
		役職(英文)
Signature		Signature
氏名(英文)	役職(英文)	氏名(英文)
		役職(英文)
Signature		Signature

<記入上の注意>

- ①Signature 欄：自筆(肉筆)であること。スタンプ・サインボード、2度書きや訂正は不可。
- ②英文氏名、英文役職欄：タイプまたは手書き(手書きの場合は大文字ブロック体)。
- ③英文役職欄：部署名を除く役職名を記入。
- ④申請者側で必ずコピー(写し)を保管してもらう。

貿易関係証明に関する誓約書(申請者向け)

年 月 日

川口商工会議所 御中

1. 当社／私は、1923年11月3日にジュネーブで署名された税関手続の簡易化に関する国際条約（昭和27年条約第17号）ならびに商工会議所法（昭和28年法律第143号）第9条第5号および第6号に基づいて、貴所が発給する原産地証明書その他の貿易関係証明（以下「貿易関係証明」という。）に関し、「商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規程」（以下「認証規程」という。）に則り提出する申請書類（典拠書類を含む）の記載内容が全て真実かつ正確であることを保証します。

2. 貿易関係証明の申請に当たっては、権限を有する者の貿易関係証明申請者署名届および貿易関係証明申請者業態内容届からなる貿易関係証明申請者登録台帳（以下「登録台帳」という。）ならびに必要な典拠書類を提出し、申請者としての登録を行います。

3. 当社／私は、貴所から発給を受けた貿易関係証明をその本来の目的以外に使用しないことを誓約します。もし万一、貿易関係証明の内容またはその使用に関連して疑義紛争等が生じるおそれがある場合、もしくはそれらが生じた場合においては、下記の諸条件によってその処理にあたり、その一切の責任を負うとともに、貴所に迷惑をかけないことを誓約します。

(1) 通知の義務

貿易関係証明に関連して、なんらかの事故の発生のおそれがある場合、もしくはそれが発生した場合においては、その処理について速やかに貴所に通知します。

(2) 弁償の義務

貿易関係証明の使用に関連して、貴所になんらかの経済的損失を引き起こした場合、または第三者より訴訟等の法的手段に訴えられた場合、もしくはその他の方法で請求を受けたような場合においては、貴所が被った一切の損害および費用等について速やかに弁償します。

(3) 誓約事項に違反した場合

上記誓約事項について違反の事実が判明した場合、もしくは違反の事実ありとみなされる疑義が生じた場合には、認証規程に基づき貴所が採られる申請者としての登録の抹消または貿易関係証明の一時発給停止等の措置に予め同意し、後日異議を申立てません。

4. 当社／私は、代行業者に貿易関係証明の申請を委託する場合、代行業者に認証規程を遵守させ、その申請に係る一切の行為に対し全責任を負うことを誓約します。

社 名

社 印

代表者名

代表者印

Declaration Concerning Trade Certificates (for Applicant)

Date:

Messrs. Chamber of Commerce and Industry

1. I/We hereby certify that the entire content is true and accurate for application documents (including corroborating/supporting documents) which are submitted, according to the Regulations of the Chamber of Commerce and Industry for Attesting of Trade-related Documents Including Certificate of Origin (hereinafter called the "Regulations for Attesting"), for the Certificate of Origin and other Trade-related Certificates (hereinafter called "Trade Certificates") issued by the Chamber in compliance with the League of Nations' International Convention relating to the Simplification of Customs Formalities (1952 Treaty No.17) signed at Geneva on November 3, 1923 and Items 5 and 6 of Article 9, the Chamber of Commerce and Industry Law (1953 Law No. 143).
2. When applying for the Trade Certificates, I/we will submit the Applicant's Registry of Trade Certificates (hereinafter called the "Registry"), which consists of the Registration of Signatures of competent persons and the Notice of Detailed Business Conditions as well as supporting/corroborating documents to the Chamber for registration as an applicant.
3. I/We declare that the Trade Certificates issued by the Chamber will be used for the original purpose only. Should there be any possibility of or should there arise any ambiguity or dispute concerning the content or use of the Trade Certificates, I/we will handle such ambiguity or dispute according to the conditions described below and will take all responsibilities and indemnify and protect the Chamber from any trouble.
 - (1) Obligation to notify
Should there be any possibility of or should there arise any accident concerning the Trade Certificates, I/we will immediately notify the counteraction to the Chamber.
 - (2) Obligation to compensate
In the case of suffering any financial damage, being filed by legal means, lawsuit or others, by a third party, or being claimed according to other methods, I/we will immediately compensate for the entire loss and expenses incurred by the Chamber.
 - (3) Contravention against declaration
If any contravention against the matters declared above is known or in case of any ambiguity that a fact of contravention is observed, I/we will agree in advance and will not object later concerning the measures taken by the Chamber based on the Regulations for Attesting, including deletion of registration as an applicant of Trade Certificates or suspension of issue of Trade Certificates, etc.
4. When I/we depute application for Trade Certificates to an Agent, I/we will ensure that the agent complies fully with the Regulations for Attesting and take all responsibilities for the action of the Agent.

Name of company

Company seal

Name of representative

Seal of representative

貿易関係証明（申請者・代行業者） 業態内容届 （ヒナ型）

（※は記入不要）

※会員・非会員の別		1. 会員 2. 非会員	※会員番号		※貿易証明登録番号	
申請者名	会社名	(フリガナ)				
		和文				
		英文				
代表者名	役職	(フリガナ)		氏名	(フリガナ)	
		和文			和文	
		英文			英文	
登記上所在地	和文（〒 - ）					
現住所	和文（〒 - ）					
	英文					
	電話番号：		FAX番号：			
	E-MAIL：		ホームページ：	http://www.		
連絡先	連絡先住所	和文（〒 - ）				
	連絡担当者	部課名	和文		氏名	(フリガナ)
						和文
	電話番号：		FAX番号：			

※ ご記入頂いた情報は、貿易証明発給事務の確認のために利用いたします。

貿易関係証明申請者の署名届 (ヒナ型)

会社名 (英文)	登録番号 : 登録年月日 :
----------	-------------------

Signature	Signature
氏名 (英文) 役職 (英文)	氏名 (英文) 役職 (英文)
Signature	Signature
氏名 (英文) 役職 (英文)	氏名 (英文) 役職 (英文)
Signature	Signature
氏名 (英文) 役職 (英文)	氏名 (英文) 役職 (英文)
Signature	Signature
氏名 (英文) 役職 (英文)	氏名 (英文) 役職 (英文)
Signature	Signature
氏名 (英文) 役職 (英文)	氏名 (英文) 役職 (英文)

会 社 概 要

社 名	
設 立	
資 本 金	
代 表 者 名	
所 在 地	〒 -
TEL・FAX	TEL:
	FAX:
従 業 員	
業 務 内 容	
取 引 先	
会社の沿革	

作成
見本

履歴事項全部証明書（登記簿謄本）上の本店が
川口市外の事業所様は必ず作成・ご提出ください。
網掛け部分は貴社状況に合わせて適宜選択・訂正
いただいて作成ください。

令和 年 月 日

川口商工会議所 御中

株式会社 ○○○○

社印

代表取締役 △△△△

代表者印

貿易関係証明申請者の地区外登録について

弊社の本店（または“事業所”など）は、貴商工会議所の地区外である埼玉県○○市（または“△△県◇◇市”）に所在いたします。

本来ならば、本店所在地（または“事業所”“最寄り”など）の○○商工会議所（または“◇◇商工会”）にて登録を行い原産地証明書はじめ貿易関係証明の申請を行うべきところ、下記の理由により、貴商工会議所に登録し、証明の申請を行いたく存じます。

つきましては、事情ご賢察の上、よろしくご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、登録および申請に関する責任は全て弊社が負い、貴商工会議所には一切ご迷惑をおかけいたしません。

記

証明申請が必要な理由：（具体的に記載してください）

（理由例）

○○商工会議所（または“◇◇商工会”）では貿易関係証明業務を行っていないので、最寄の貴商工会議所を利用したいため。

別添：履歴事項全部証明書